

建設局優良下請業者公表要綱実施細目

施 行 平成 21 年 2 月 9 日
第 1 回改定 平成 29 年 4 月 1 日
第 2 回改定 平成 30 年 4 月 1 日
第 3 回改定 令和 2 年 4 月 30 日

(趣 旨)

第 1 この実施細目は、建設局優良下請業者公表要綱（以下「要綱」という。）第 8 の規定に基づき要綱の実施に関し必要な事項を定める。

(公表の対象)

第 2 要綱第 2 に定める「品質確保及び安全管理等に著しく貢献したと認められる下請業者」は、選定基準により選定された下請業者とする。

(公表の方法)

第 3 要綱第 3 の 1 に定める掲示は、建設局優良工事等公表要綱実施細目第 3 の 1 と合わせて行うものとする。

2 要綱第 3 の 2 に基づき下請業者に書状を贈呈するときは、別記第 2 号様式に定める書式及び文例により作成し、局長、所管の所長（要綱第 3 の 1 に定める「所」の長をいう。以下「所長」という。）又は支庁長が交付するものとする。

(公表の手続)

第 4 所長又は支庁長は、要綱により公表する必要があると認めるものがあるときは、十分調査検討の上、下請業者評価報告書を添付して、建設局優良工事等公表要綱実施細目第 4 の 1 と合わせて所管の部長に内申するものとする。

2 所管の部長は、前項の内申書を受理し、内容が適当であると認めるときは、建設局優良工事等公表要綱実施細目第 4 の 2 と合わせて企画担当部長を経由して、局長に推薦するものとする。（提出先は、総務部技術管理課とする。）

3 所管の部長、所長及び支庁長は、前 2 項による内申又は推薦に当たっては、当該下請業者が施行した他の工事の成績等も考慮し、公表が適正かつ公平に行われるよう十分留意しなければならない。

(公表下請業者選定委員会の開催)

第 5 局長は要綱第 4 の 4 の規定に基づく推薦があったときは、公表下請業者選定委員会を開催し、これに付議するものとするが、公表工事等選定委員会がこれに当たるものとする。

(幹事会の設置等)

第6 公表下請業者選定委員会の審査を補佐する幹事会については、公表工事等選定委員会の審査を補佐する幹事会がこれに当たるものとする。

(公表する下請業者の決定)

第7 公表する下請業者の決定については、建設局優良工事等公表要綱実施細目第7と合わせて行うものとする。

(優良下請業者の取消し)

第8 局長は、優良下請業者として公表された下請業者のうち、公表後に元請業者に選定基準に定める選定対象外とする事実が確認された場合、又は当該下請業者に選定基準に定める選定対象外とする事実が確認された場合は、委員会を開催し、これに付議するものとする。

2 優良下請業者取消しの決定は、本細目第7に準ずる。

3 公表の方法は、本細目第3の1に準ずる。

(要綱の運営に関する事務)

第9 要綱の運営に関する事務は、総務部技術管理課で処理する。

付 則

この細目は、令和2年4月30日から施行する。